

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による  
神川町（次の図に示す部分に限る。）
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）